

高 第 1365 号
令和 3 年 11 月 30 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

横手市市民福祉部高齢ふれあい課長

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証について（通知）

日頃より当市介護保険事業の運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件については令和 3 年 1 0 月 1 日付省令改正により、下記のと通りの運用が義務付けられました。

制度の概要や当市における運用手順等につきましてお知らせ致します。

記

1. 制度の概要

居宅介護支援事業所が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合で、横手市から求めがあった場合、事業所は指定されたケアプランを市へ届出し、市はプランの妥当性を検証をします。

本制度は、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とします。（利用制限を目的とはしません）

【厚生労働大臣が定める基準】

以下①②いずれも該当する居宅介護支援事業所※

①事業所の全利用者の区分支給限度基準額の総額に対して、サービス費の利用割合が 7 割以上

②①のうち訪問介護がサービス費の総額に占める割合が 6 割以上

※居宅介護支援事業所単位であり利用者単位ではありません

2. 検証の流れ

①市から検証プランの提出依頼

毎月 2 5 日前後に国保連から市へ送られるデータを基に、該当事業所に対し、検証するケアプラン等を指定し通知します。（基本は介護度別に 1 件以上ずつ）

②検証プランの提出

指定されたケアプラン等の利用の妥当性を事前に検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載して横手市へ提出してください。

③提出されたケアプランの検証

市は、担当者または管理者へヒアリングや必要に応じて追加帳票等依頼します。その後、プラン毎に検証の場を決定（保険者内、包括含む市担当部署内、地域ケア個別会議、サービス担当者会議の前後（市職員参加）、など）し、プランの妥当性を検証します。

④通知に基づく再検討

検証結果は事業所管理者宛に通知します。

結果を踏まえ、検証対象のケアプランについて再検討すると共に、類似のプランについても再検討し、必要に応じて変更を行ってください。

⑤再検討後の報告、経過確認

再検討の結果を、ケアプランの変更有無に関わらず市へ報告してください。

見直し行為自体が行われない場合、引き続き検証対象となります。

3. 提出書類

- ・居宅サービス計画書「第1表」「第2表」の写し
- ・週間サービス計画表「第3表」の写し
- ・サービス担当者会議の要点「第4表」の写し

※提出前に当該ケアプランの利用の妥当性を検討し、『訪問介護が必要な理由等』を記載した上で提出してください。（理由等については、第2表のサービス内容に記載しても差し支えありません）尚、追加帳票として、アセスメントシートや訪問介護計画書を依頼することがあります。

4. その他

○提出期限は2週間を想定しておりますが、事業所あての通知にて詳細をお知らせします。

○ホームページでも本通知内容を周知しております。

《ホームページ ID：1003064》

（経路） しごと・産業 > 介護・生活衛生業 > 介護保険事業 >

➡『訪問介護の提供回数および提供割合が多いケアプランの検証』

○本通知内容の詳細は「令和3年9月22日介護保険最新情報 vol.1009_居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」に記載されておりますので、併せてご確認ください。

(問合せ)

横手市市民福祉部高齢ふれあい課

担当：介護保険係 川越・佐々木（幹）

TEL 0182-35-2134 / FAX 0182-32-9709

E-mail korei@city.yokote.lg.jp